

第201000110234号
平成22年10月15日

各指定介護保険施設管理者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について(通知)

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課長及び老人保健課長連名により、別添写しのとおり通知があり、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第108号)」が平成22年9月30日に公布、同日から施行されました。

これに伴い、関係通知の一部が改正されましたので、御承知ください。
なお、一部改正の概要については、下記のとおりです。

記

1 一部改正となる基準

- (1) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)
- (2) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44条)
- (3) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号)
- (4) 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号)
- (5) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

2 一部改正の概要

- (1) ユニット個室の床面積基準を10.65平方メートル以上に緩和するもの(これまでは、原則13.2平方メートル以上)。
- (2) サービス提供上の必要があって2人部屋とする場合には、床面積21.3平方メートルを「下限」とするもの(これまでは「標準」であった)。

(担当) 介護保険担当 秋山
電 話 : 0 8 5 7 - 2 6 - 7 1 7 6
ファクシミリ : 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 2 7